

感染症に関する特別条項（A）

（令和5年5月5日改正）

第1条 感染症不担保特別条項および感染症リスクの取扱いに関する特別条項にかかわらず、当会社は、直接であると間接であるとを問わず、世界保健機関（以下「WHO」といいます。）が国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（Public Health Emergency of International Concern。以下「PHEIC」といいます。）に該当すると宣言した感染症の感染またはその疑いに起因する損害を、保険証券記載の船舶運航障害保険特別約款およびこの特別条項の規定に従い、てん補する責任を負います。その場合、次に掲げる控除日数およびてん補限度日数を適用します。

1 事故控除日数：14日（同免責金額：14日相当額）

1 事故てん補限度日数：30日（同限度額：30日相当額）

通算てん補限度日数：30日（同限度額：30日相当額）

第2条 前条にかかわらずWHOがPHEICに該当すると宣言した感染症に関して、その宣言が解除された場合、その感染症の感染またはその疑い（その宣言が解除された日以降に発生したものに限り）に起因する損害については、この保険証券記載の控除日数およびてん補限度日数を適用します。

第3条 前条・前々条にかかわらず、被保険船舶が物理的損傷を被った場合については本特別条項を適用しません。ただし、沈没、転覆、座礁、座州、火災、他物との衝突または船舶保険第6種特別約款第2条第1項第2号から第10号に掲げる事由を原因とする物理的損傷を伴う場合における繰延修繕を行うまでの被保険船舶の輸送能力の低下により、オフハイヤーとなった場合もしくは保険契約者または被保険者が「用船料等」の損失を被った場合はこの限りではありません。

第4条 本特別条項が付帯されている契約においては、感染症リスクの取扱いに関する特別条項の規定を適用しません。

第5条 船舶保険普通保険約款、この保険証券記載の特別約款または他の特別条項の各条項の全部または一部がこの特別条項に抵触するときは、この特別条項が他のすべての約款に優先して適用されます。